jsaa news
JAPAN SHIRTS APPAREL ASSOCIATION

編集・発行　（協）日本シャツアパレル協会
〒130-0021 東京都墨田区緑1-14-5　Tel 03(3631)9443㈹　Fax 03(3631)9441
大阪支部　〒541-0047 大阪市中央区淡路町1-3-14（ニュー淡路町ビル1F 太陽繊維㈱内）　Tel 06(6221)3321㈹　Fax 06(6221)3330
名古屋支部　〒460-0003 名古屋市中区錦1-13-31（ミツワビル２Ｆ　ミツワ㈱内）　Tel 052(202)1151㈹　Fax 052(202)1152

消費税転嫁拒否等の行為の是正

消費税引上げ後、小売業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はありませんが、事業者間の取引については、当該小売事業者に製品・サービスを納入する下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁できず、増税分を負担させられる事態であってはなりません。

消費税転嫁対策特別措置法は、小売業者や下流の事業者が、下請事業者や上流の事業者に対し、消費増税分を減額するよう求めたりすることなどを禁止しています。（平成25年10月１日から令和３年３月31日までの措置）。令和元年10月の消費税引上げに際しても、下請事業者等に対するこうした不正な行為がなされないよう、引き続き、転嫁Ｇメンによる看視関係機関による周知を厳格に行っています。

▶消費税の転嫁拒否等の禁止行為

１．減額

特定事業者は、消費税引き上げ分の全部又は一部を、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

２．買いたたき

特定事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

３．商品購入、役務利用、利益提供の要請

特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、役務（サービス）を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってはいけません。

４．本体価格での交渉の拒否

特定事業者は、価格交渉を行う際、特定供給事業者から本体価格での交渉の申出を受けた場合には、その申出を拒否してはいけません。

５．報復行為

特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってはいけません。

東京新年賀詞交歓会

日本シャツアパレル協会東京地区の2020年度新年賀詞交歓会は、１月23日（木）、両国江戸ＮＯＲＥＮ２Ｆ築地食堂「源ちゃん」に於いて開催されました。従来は、昼時でしたが、今回は17時30分開始ということで、22社38名の多数ご参加をいただくことができました。

開催に先立ち、中村理事長より新年の挨拶が行われ、昨年は、米中貿易摩擦や地球温暖化による自然災害が多発、10月には消費税10％への増税などの経済情勢、消費市場は影響を受けている。当協会としては、この１年間２つの仕掛けを課題に特別委員会を設け、取り組んでまいりました。まずは、昨年11月にホームページを開設いたしました。大いに活用していただきたい。次に、業界を盛り上げるために、クールビスに続く半袖シャツを中心としたワイシャツキャンペーンを計画しているなど話されました。

引き続き、鈴木副理事長（東京シャツ㈱取締役社長）の乾杯の音頭により歓談に入りました。歓談は非常に盛り上がり、まだまだ話が尽きない状況ではありましたが、定刻となり、阪本副理事長（高山ＣＨＯＹＡソーイング㈱ 取締役会長）の中締めの後、記念撮影を行い、余韻を残しながら散会となりました。

（事務局長　木村　彰）

大阪支部新年賀詞交歓会

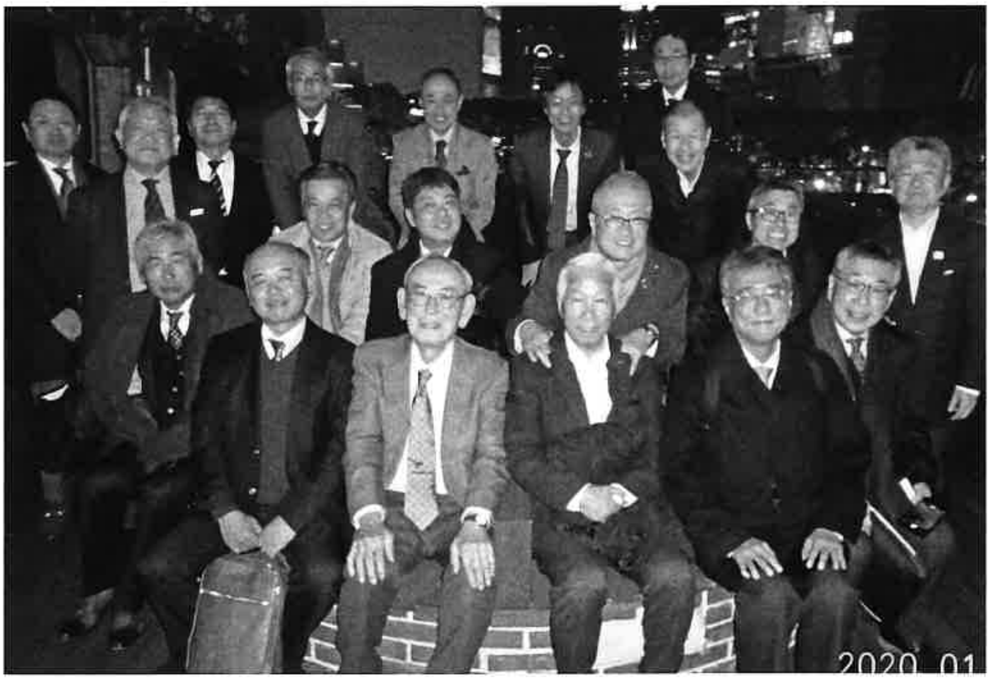

日本シャツアパレル協会大阪支部賀詞交歓会は令和２年１月16日午後５時より梅田丸ビル「豆助」にて組合会員、賛助会員14社総勢20名ご参加いただき開催されました。

中村理事長、阪本副理事長、木村事務局長がご参加いただき新年のご挨拶と本年度の活動として組合不動産の資金化計画、またシャツキャンペーン開催計画とそれに伴う組合員からの協賛金の応募などの事務局からの説明をいただきました。

山喜㈱ 芦名常務取締役に乾杯の音頭を取っていただき、新年賀詞交換会が進み和やかな雰囲気で進行されました。最後にドゥワンソーイング㈱の土井社長に中締めしていただきました。

昨年度は例年になく市況が悪かったところが多く、しかしながら本年度においては積極的にシャツキャンペーンなどを進めて市場を活性化させ、シャツ業界にも良い年になることを期待しております。

賀詞交歓会で意見交換されたことが有意義に反映されるよう期待して、大勢ご参加いただけたことを感謝いたします。

（大阪支部長　太田昌輝）

名古屋支部新年賀詞交歓会

日本シャツアパレル協会名古屋支部の2020年度新年賀詞交歓会は、１月16日（木）名古屋駅前の「松山閣　松山」にて、昼食を挟んで開催いたしました。

今回は、中村理事長、阪本副理事長、㈱関谷シャツの関谷社長、ミツワ㈱サンマルカ事業部 吉田事業部長、木村事務局長の５名で行いました。

まず初めに、中村理事長より、今年度、組合が取り組んできた内容、特に特別委員会でのホームページ開設や、クールビズに続くイベントの開催予定、さらに国道14号拡幅による土地の売却、売却後の土地活用などの説明が行われました。

次に、木村事務局長より、シャツキャンペーンのイベントの内容を説明した。

名古屋地区も含め、現状のシャツ業界は全体的に厳しい。吉田事業部長からはこのイベントがシャツ業界の起爆剤になればよい等歓迎されました。

今後も引き続き、業界を盛り上げるために協会として会員様のご意見・ご要望等引き続き積極的に対応してまいりたいと思います。話しも盛り上がったところでしたが、定刻になり、記念撮影を行い散会となりました。

（事務局長　木村　彰）

日本アパレル・ファッション産業協会新年賀詞交歓会

北 畑　稔 理事長

日本アパレル・ファッション産業協会は、1月15日（水）、ホテルニューオータニにて新年賀詞交歓会を開かれ、多数の業界関係者とともに、経済産業省からは松本洋平副大臣、東京都の小池百合子都知事、日本百貨店協会からは赤松憲会長などが出席されました。

最初に、北畑稔理事長が挨拶され、昨年は、新天皇の即位、記憶に新しいラグビーワールドカップなど明るいニュースがある一方、10月の消費増税など業界を取り巻く環境は厳しくなっている。協会としては、昨年６月にＣＳＲ憲章を制定し、持続可能な社会への対応を進めているが、今年新たに脱プラスチックに向けて梱包や包装など非石油系のものに替えていきたい。また、夏には東京オリンピック大会という大イベントが開かれます。インバウンド需要を含め、産業全体の活性化に期待していますなど挨拶された。

続いて、小池百合子東京都知事が挨拶され、いよいよ東京2020大会の本番の年を迎えました。３月には東京クリエイティブサロンが開催され、各地域の特性を生かしてファッション・デザインを発信します。東京五輪・パラリンピックへのインバウンド需要にも期待しています。また、東京はＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の元祖と述べ、「繊維業界は、ペットボトルから服などをつくる技術を持っている」都も後押ししているなど挨拶された。

次に、松本洋平経済産業副大臣が挨拶され、世界の経済情勢は、米中貿易摩擦、英国のＥＵ離脱、中東地域の緊張の高まりなど不確実性が増している。こうした不透明な時代だからこそ、我が国は自由貿易の旗手としてリードしていかなくてはならない。デジタル技術の進展の中で、アパレル業界ではＡＩやＩＴを活用したマスカスタマイゼーションが進んでいる。経済産業省としてもデジタル市場のルール整備や５Ｇなど取り組んでいく。アパレル産業として、取引の適正化と外国人技能実習生問題は重要な課題であり、継続して取り組んでほしい。また、働き方改革にも取り組んでほしいなど挨拶された。

次に、日本百貨店協会の赤松憲会長が挨拶され、現在、世界・日本でも特に問題となっている地球にやさしい環境問題などについて話された。

その後、日本繊維産業連盟の鎌原正直会長の発声による乾杯のあと、歓談に入りました。

会議要旨

＜１月度委員会＞

（１）「業界の広告宣伝・キャンペーン等」について
12月委員会確認事項及び検討事項について、討議した。
具体的な内容、運営方法など検討した。

＜１月度財務委員会＞

2019年度収支第３四半期決算及び通期見通しについて検討・予測を行った。

＜１月度役員会＞

（１）本年度収支第３四半期実績、年間見通しの件
財務委員長より、第３四半期収支実績、通期収支見通しについて
前年・予算に対しての主な要因について報告が行われた。
前回（10/17）の見通しから大きな変化はない。

（２）支部新年会の件
１月16日（木）、昼名古屋、同日夕大阪で、それぞれ支部の新年会が開催され、大阪支部新年会は太田支部長より、名古屋支部新年会は木村事務局長よりその状況報告が行われた。

（３）東京新年会の件
本日の東京新年会の出席予定者（計38名）が発表された。

（４）組合主催による業界の広告宣伝・キャンペーンについて
事務局長より、組合主催による業界の広告宣伝・キャンペーンについて、１月委員会の報告が行われた。

（５）国道14号拡幅関係について
事務局長より、国道14号拡幅関係について、国土交通省との現時点の状況報告が行われた。

（６）消費税の価格表示について
消費税の総額表示義務について、日本アパレル・ファッション産業協会より、意見交換会を開催する旨の説明が行われた。

（７）次回日程
４月21日（火）12：00～　於　協会会議室

＜２月度委員会＞

（１）「業界の広告宣伝・キャンペーン等」について
１月委員会確認事項及び検討事項について、討議した。
具体的な内容、運営方法など検討した。

協会の動き（1～２月）

［1月］

6　仕事はじめ
9　東京都中央会新年賀詞交歓会（目黒雅叙園）
15　１月度委員会（協会会議室）
15　日本アパレル・ファッション産業協会新年賀詞交歓会（ホテルニューオータニ）
16　名古屋支部新年賀詞交歓会（松山閣　松山）
16　大阪支部新年賀詞交歓会（豆助　梅田マルビル店）
23　１月度財務委員会（協会会議室）
23　１月度役員会（協会会議室）
23　東京新年賀詞交歓会（両国　源ちゃん）
28　消費税総額表示義務に関する打合せ会（日本アパレル・ファッション産業協会）

［２月］

4　２月度委員会　（協会会議室）
13　国土交通省来協（国道14号拡幅の件）

お知らせコーナー

◎第67回通常総会・懇親会
５月26日（火）
於：亀戸「アンフェリシオン」

◎次号307号は、7月1日発行予定です。

「東京労働局からのお願い」

家内労働委託状況届は4月３０日までに

家内労働者への仕事（内職等）を委託している事業主の方は、毎年４月１日現在の家内労働者数等について、「委託状況届」を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。４月30日（木）までに忘れずに提出してください。

詳しくは東京労働局労働基準部賃金課家内労働係（03-3512-1614）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

東京労働局ホームページ
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/chingin_kanairoudou/_121062.html